

総合政策局建設業課

入札制度企画指導室長 小林(内24781)

課長補佐 岩川(内24723)

(直通03-5253-8278)

平成19年10月16日

市町村等における総合評価方式等導入支援事業の募集要項

【趣旨】

談合から脱却し、新たな競争の時代を迎え、建設生産システムについて、建設生産物のエンドユーザーに対し、対価に対して最も価値の高いサービス（バリュー・フォー・マネー（VFM））を提供するものへと再構築していくことが求められています。このような状況の下で、公共工事の発注者の果たすべき役割は大きく、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現する入札契約制度を導入していくことが必要です。

中央建設業審議会では、平成17年11月にワーキンググループを設置し、一連の公共調達を巡る談合事件や極端な低価格による受注の増加に対応して、一般競争方式の拡大、総合評価方式の拡充、その条件整備としての入札ボンドの導入・拡大、設計施工一括発注方式など工事の態様・規模に応じた多様な調達手段の活用等について、二度にわたる中間とりまとめを行ってきたところです。

この間、公共調達の各発注者においても、入札契約制度の改革が進められてきていますが、一般競争方式の拡大により、公共調達に関する課題のすべてが解決するものではありません。入札契約の競争性・透明性を高め、談合の廃絶等不正行為を排除することは必要なことですが、入札契約制度改革の究極の目的は、エンドユーザーである国民、住民に対し、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現することにあります。

各発注者においては、公共調達に係る社会的要請と自らの責任を認識し、その役割を十全に果たすことが求められています。このため、価格だけでなく、企業の技術力、施工実績等価格以外の要素も適切に評価する総合評価方式、市場機能を活用した不良・不適格業者の排除のための入札ボンドの導入等を進めることが求められます。

このような状況を踏まえ、国土交通省では、市町村から協力団体を募り、総合評価方式及び入札ボンド導入促進へ向けた調査検討の一環として、総合評価方式等導入支援事業を実施します。

本事業では、市町村の発注予定工事の中から総合評価方式等導入モデル事業を選定し、その技術的アドバイスを行うための技術者の派遣や、総合評価方式又は入札ボンドの導入に要する費用（事務経費、学識経験者への意見聴取のための第三者委員会の運営経費等）などの支援を行うとともに、地方公共団体の総合評価方式の実施等のために発注者の体制の補完を図るために特定工事の発注を対象とせず実施する総合評価導入等支援業務委託についても支援を実施します。これらの事業の実施状況を踏まえ、総合評価方式導入等にあたっての諸課題をフォローアップします。

【対象事業者】

- 総合評価方式等導入モデル事業（総合評価方式等導入支援業務委託以外）（通常型）：市町村
- 総合評価方式等導入モデル事業（総合評価方式等導入支援業務委託）：都道府県及び市町村

【対象事業の要件】

- ・通常型については、平成19年度に総合評価方式又は入札ポンド（以下、「総合評価方式等」という。）を初めて導入する事業であること。特定工事の発注を対象とせず、一般的に発注方式を改善するための総合評価方式等導入支援業務委託については総合評価方式等を導入済であっても応募可能であるが、当該契約を活用して実施する総合評価方式等その他発注方式の改善に関する具体案があること。
- ・支援を通じた総合評価方式等の導入の成果及び課題のフォローアップ及びそれを踏まえた国による報告書作成に協力可能であること（アンケート調査等）。

【支援の内容】

- 総合評価方式等導入モデル事業（総合評価方式等導入支援業務委託以外）（通常型）

- ・規定等の制定、予算の確保、委員の選任等の総合評価方式等の導入に必要な検討のための都道府県、都道府県技術センター等による技術者の派遣に係る経費（5人日を限度とする国土交通省の積算単価に基づく職員旅費、日当等（調査受託機関からの調査のため依頼出張として実施）。なお、国土交通省からの技術者の派遣については本調査の支援の枠外で国土交通省において負担。）
- ・地方公共団体の総合評価方式等の導入検討に係る事務経費（（財）建設経済研究所あるいは当該研究所が業務委託する建設コンサルタント等による実施に係る経費。）
- ・第三者機関の運営に関する経費（大学、民間等の研究者については、6人日を限度とする国土交通省の積算単価に基づく委員等旅費、謝金等。都道府県、都道府県技術センター等の職員が参加する場合は6人日を限度とする国土交通省の積算単価に基づく職員旅費、日当等（調査受託機関からの調査のため依頼出張として実施）。なお、国土交通省からの技術者の派遣については本調査の支援の枠外で国土交通省において負担。）
- ・総合評価方式等の導入決定を後押しするための資料（導入効果を分かりやすく解説するDVD等）の提供

- 総合評価方式等導入モデル事業（総合評価方式等導入支援業務委託）

- ・総合評価方式等を初めて実施する予定又は実施済の都道府県又は市町村における特定工事の発注を対象としない総合評価方式等導入支援業務を外部に委託するための経費（50人日を限度とし、1人日当たり45,800円を超えない範囲での業務実施及び国土交通省の積算単価に基づき当該団体が所在する地域ブロック内での移動に要する旅費。（調査受託機関において契約を締結し、調査のため市町村において支援業務に従事するものとして実施））

※調査受託機関において所要の依頼、契約等を行い、調査の一環として支援を実施しますので、支援対象団体において予算化は基本的に必要ありません。

※上記の支援メニューの一部のみでも応募可能です。

※支援対象団体が希望する支援内容の実施者が内定している場合でも、未定の場合でも応募可能です。なお、内定している場合には、上記単価で対応が可能なが条件となります。上記単価を超える部分については、支援対象団体の予算による対応が必要となります。

※具体的な支援の内容は、地方公共団体からの申請内容に基づき相互協議の上決定します。

【募集事業の数】

- 総合評価方式等導入モデル事業（総合評価方式等導入支援業務委託以外）（通常型）
100団体程度（先着順）
- 総合評価方式等導入モデル事業（総合評価方式等導入支援業務委託）
3団体程度（先進性、意欲等を審査）

【応募方法等】

- 総合評価方式等導入モデル事業（総合評価方式等導入支援業務委託以外）（通常型）
別添「応募様式」に必要事項を記載し、郵送又はメールにより下記提出先へ送付して下さい。
- 総合評価方式等導入モデル事業（総合評価方式等導入支援業務委託）
別添「応募様式」に必要事項を記載し、支援業務委託による「発注方式改善案」（様式自由）を添付の上、郵送又はメールにより下記提出先へ送付して下さい。

【募集期間】

- 総合評価方式等導入モデル事業（総合評価方式等導入支援業務委託以外）（通常型）
随時（先着順に支援予定。募集事業数に到達の時点で締切。）
- 総合評価方式等導入モデル事業（総合評価方式等導入支援業務委託）
平成19年10月16日から11月30日まで（先進性、意欲等を審査の上、支援予定。）

【応募書類提出先及び問い合わせ先】

（調査受託機関）財団法人建設経済研究所 担当：大下、大津山
〒105-0003 東京都港区西新橋三丁目25番33号NP御成門ビル
電話 03-3433-5011 FAX 03-3433-5239 e-mail info@rice.or.jp